平成２５年（フ）第７０９号
北九州市小倉南区城野３丁目６番７号
債務者　白井英一郎
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７２４号
北九州市小倉北区神岳２丁目２番19―103号、住民票上の住所北九州市小倉北区神岳２丁目２番19―102号
債務者　廣田　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７２９号
北九州市小倉南区南方２丁目15番17号
債務者　岡　　正彦
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４５号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目３番16―101号
債務者　焼本　義明
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７７３号
北九州市若松区大字蟹住856番地30　市営住宅６棟302号
債務者　本村　直子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７７５号
北九州市門司区藤松２丁目２番２―204号
債務者　藤本真理子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６８号
佐賀県杵島郡白石町大字福田1459番地８　コーポラス白石Ｂ―１号
債務者　島ノ江淳一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第９４７号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番６―405号
債務者　廣岡健臣こと　廣岡　健臣
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５２号
神戸市北区鈴蘭台北町２丁目２番13号
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５９号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番167―102号
債務者　西川　晶子（旧姓加古）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
兵庫県南あわじ市榎列松田748番地１　県営住宅１棟103号
債務者　橋本しのぶ
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７６号
山口県下関市大字吉田1241番地５
債務者　篠田　　豊
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第８２７号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目１番28―502号
債務者　山田優太郎
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市長井３丁目30番54号ベイサイドハイツ203
債務者　人見　信也
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２６５号
青森市西滝２丁目26番32号
債務者　飯塚　直幸
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２８号
名古屋市中川区吉津４丁目1106番地　サンライズ内川103号
債務者　浦　　邦光
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５号
青森県八戸市大字白銀町字小沼２番地45
債務者　椛澤よし子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係